

# 奈良市公報

第21号

令和2年3月2日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
2 1	50	予防接種の実施の一部改正	健康増進課
2 3	51	奈良市営住宅等空家入居者の募集	住宅課
2 3	52	歴史的風致形成建造物の指定	奈良町にぎわい課
2 4	53	平成31年度市・県民税納税通知書の公示送達	市民税課
2 4	54	住居番号の設定	市民課
2 5	55	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し	介護福祉課
2 6	56	放置自転車等の保管	環境政策課
2 6	57	差押調書の公示送達	滞納整理課
2 6	58	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
2 6	59	放置自転車等の保管	環境政策課
2 7	60	差押調書の公示送達	滞納整理課
2 7	61	JR奈良駅南特定土地区画整理事業の事業計画の変更	JR奈良駅周辺整備事務所
2 7	62	奈良市公報号外第14号に掲載	保育所・幼稚園課
2 7	63	放置自転車等の保管	環境政策課
2 10	64	放置自転車等の保管	環境政策課
2 12	65	督促状の公示送達	納税課
2 13	66	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
2 14	67	平成31年度軽自動車税納税通知書の公示送達	市民税課
2 14	68	放置自転車等の処分	環境政策課
2 14	69	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
2 14	70	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定(更新)	障がい福祉課
2 14	71	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定(更新)	障がい福祉課

2	14	72	奈良市公報号外第14号に掲載	人権政策課
2	14	73	放置自転車等の保管	環境政策課
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主管
2	3	4	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
2	7	5	奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出	給排水課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主管
2	12	2	奈良市公報号外第14号に掲載	保健給食課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
2	7	2	農業委員会総会の招集	

告 示

奈良市告示第 50 号

平成31年奈良市告示第 186 号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和2年2月1日

奈良市長 仲川元庸

別紙1の表中

秦 健司	秦医院	奈良市西大寺国見町2-1-13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
花本 樹芳	花本診療所	奈良市西登美ヶ丘3-18-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

を

秦 健司	秦医院	奈良市西大寺国見町二丁目1-13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
------	-----	------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

に改める。

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集する。

令和2年2月3日

奈良市長 仲川元庸

1 募集戸数

別紙のとおり 別紙省略

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

別紙のとおり 別紙省略

(2) 入居申込受付期間

別紙のとおり 別紙省略

(3) 申込方法

ア 別紙のとおり 別紙省略

イ 申込みは1世帯1通に限る。2通以上の申込みや、重複した申込みは無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 次の(ア)から(イ)までの全ての条件に該当する者が申込みすることができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族（事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は募集の翌月から3か月以内に結婚予定の婚姻予約者を含む。）があること。単身者の申込みは、次のaからjまでのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。（常時介護を必要とする者のうち居宅においてこれを受けることができない者は単身での申込みはできない。）

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60歳以上の者

b 身体障がいのある者（障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで）

c 精神障がいのある者（障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級まで）

d 知的障がいのある者（障がいの程度がcに相当）

- e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法（大正12年法律第48号）に規定する特別項症から第6項まで又は第1款症の者
- f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者
- g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者
- h 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない者
- i ハンセン病療養所入所者等
- j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定による一時保護若しくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない者又は裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

- (イ) 奈良市営住宅条例に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。
- (ロ) 市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。
- (ハ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた方は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等を未納していないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。
- (ニ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している方が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除きます。（住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(イ)の不正の行為に該当します。）

イ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申込みことができる。

- (ア) 現に同居し又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

- (イ) ア(イ)から(ハ)の条件

ウ コミュニティ住宅 子育て世帯向 (ア)から(ロ)の条件に該当する者が申込みことができる。

- (ア) 現に同居し又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

- (イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

- (ロ) ア(ロ)から(ハ)の条件

エ 市営住宅 多子世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申込みことができる。

- (ア) 18歳未満の児童が3人以上いる世帯に属する者であること。

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)の条件

オ 市営住宅 シルバーハウジング 次の(ア)・(イ)の条件に該当する者が申込みことができる。

(ア) 60歳以上の者の単身世帯、60歳以上の者のみの世帯又は60歳以上の者とその配偶者（以下「高齢者夫婦」という。）のみの世帯であること。（常時介護を必要とする者のうち居宅においてこれを受けられない者は単身での申込みはできない。）

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)の条件

### 3 公開抽選と入居決定

- (1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。
- (2) 申込書の受付番号をもって抽選番号とする。
- (3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。
- (4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票（提出日の3ヵ月以内に発行のもの。）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書（提出日の3ヵ月以内に発行のもの。）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

※ ただし、基準日（平成31年1月1日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記1のほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

平成30年1月1日以降に退職した者については上記a、転職した者については上記a及びbのほか、

退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者）

最近事業を始めた者については上記 a のほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。（この提供書の適用開始時期は未定のため、適用開始の際は、募集時に別途募集一覧等で通知する。）

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在親族等の持ち家に居住している場合は、所有者（固定資産税の納入義務者）が親族等（入居予定者及び同居予定者でない）であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3ヵ月以内に発行のもの。）

母子世帯・父子世帯又は単身で入居する場合は、配偶者がいないことを確認するために必要である。別居中の親族（住民票上世帯を分離している場合を含む。）が同居する場合は、親族関係を確認するために必要である。

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の署名及び捺印が必要である。）

ク 各種控除に関する証明書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者に特別控除対象者がいる場合、特別控除対象者であることを証明する書類が必要である。

※ 障害者が単身で入居する場合は、社会福祉事務所の発行する単身で日常生活ができる旨の証明が必要な場合がある。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から3ヵ月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、署名捺印の上、提出すること。

コ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行のもの。）



入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

#### サ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

#### (5) 入居資格審査

ア 入居予定者と決定された者が提出した書類により、入居資格審査を行い入居予定者を決定する。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

ウ 落選した者への通知は行わない。

エ 入居資格審査書類が期間内に提出されない場合、入居予定者資格を無効とする。

#### (6) 入居決定

入居予定者に決定した者について実態調査を行った上、入居決定する。なお、実態と申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。また、指定入居日までに住宅敷金（減免前の家賃の3ヵ月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3ヵ月分。駐車場使用申込者のみ。）、入居月の家賃及び共益費の納付並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ。）並びに入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等の書類の提出がない場合は、入居を延期もしくは入居の決定を取り消す場合がある。

#### 4 その他

(1) 申込書及び提出された書類は返却しない。

(2) 家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

奈良市告示第52号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により、歴史的風致形成建造物を指定したので、次のとおり告示する。

令和2年2月3日

奈良市長 仲川元庸

指定番号	指定年月日	指定名称	概要	所在地
第20号	令和2年 2月3日	藤村家住宅門 塀及び蔵	門及び塀（門 木造、棟門、棧瓦葺、塀 木造、 棧瓦葺、北塀と南塀からなる） 蔵（土蔵造二階建、切妻造、妻入、本瓦葺） 土地（奈良市中新屋町32番地1、33番地1）	奈良市中 新屋町32 番地1、33 番地1
第21号	令和2年 2月3日	EENA HOUSE	主屋（木造つし二階建、切妻造一部入母屋造、平 入、棧瓦葺、高塀付き） 渡廊下（木造平屋建、切妻造、棧瓦葺） 土地（奈良市川之上突抜北方町18番地5）	奈良市川 之上突抜 北方町18 番地5
第22号	令和2年 2月3日	西村邸	主屋（木造二階建、切妻造、平入、棧瓦葺） 渡廊下（木造平屋建、切妻造、棧瓦葺） 倉庫（木造つし二階建、切妻造、平入、棧瓦葺） 茶室（木造平屋建、切妻造、平入、棧瓦葺） 土地（奈良市花園町20、21番地）	奈良市花 園町20、 21番地

奈良市告示第53号

平成31年度市民税・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

令和2年 2月 4日

奈良市長 仲川 元 庸

1 送達をすべき文書

平成31年度市民税・県民税納税通知書

2 送達をすべき文書の発送年月日

別紙に記載

3 送達を受けるべき者

別紙に記載

別紙省略

奈良市告示第 54 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和 2年 2月 4日

奈良市長 仲川 元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
六条西三丁目18番11号	西大寺北町四丁目5番5-5号	四条大路五丁目4番21-5号
三条宮前町1番19号	富雄北一丁目15番28-2号	四条大路四丁目1番46号
平松五丁目20番6号	あやめ池北三丁目7番41号	学園北一丁目15番7-室番号
西大寺高塚町2番49号	若葉台一丁目9番8号	百楽園一丁目9番51-室番号
秋篠早月町8番8-1号	富雄北三丁目1番37号	百楽園一丁目9番52-室番号
学園北二丁目6番6-3号	大安寺六丁目18番1号	
百楽園二丁目1番9号	中登美ヶ丘六丁目20番51号	
学園朝日町12番31号	中登美ヶ丘六丁目20番54号	
三条大路三丁目2番26号	中登美ヶ丘六丁目20番55号	
疋田町三丁目2番34号	中登美ヶ丘六丁目21番7号	
三松ヶ丘15番25号	西登美ヶ丘二丁目12番7号	
西登美ヶ丘一丁目5番32号	西大寺国見町二丁目10番6号	
法蓮佐保山一丁目12番2号	百楽園五丁目5番12号	
六条三丁目8番11号	菅原東二丁目15番5号	
鶴舞西町2番1号	菅原東二丁目15番6号	
三条大路一丁目1番20号	菅原東二丁目15番7号	
西大寺東町一丁目4番15-2号	学園北一丁目3番15号	
宝来五丁目3番1-2号	富雄元町四丁目6番4号	
富雄北三丁目14番70号	六条一丁目29番17号	

奈良市告示第 55 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消しましたので、同法第78条第1項第3号の規定により公示します。

令和2年2月5日

奈良市長 仲川 元庸

指定取消の内容

- |             |                                     |
|-------------|-------------------------------------|
| (1) 事業所の名称  | NPO 法人ライフケア学園前                      |
| (2) 事業所の所在地 | 奈良県奈良市学園大和町二丁目26番<br>ニュー松葉マンション206号 |
| (3) 取消年月日   | 令和2年2月10日                           |
| (4) サービス種類  | 訪問介護                                |

奈良市告示第 56号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年 2月 6日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年2月4日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菖蒲池駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年2月6日

奈良市長 仲川 元 庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

奈良市告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により押上町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年2月6日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	今西 裕弘 奈良市押上町34番地の1	外島 正博 奈良市押上町45番地

2 変更の年月日

令和2年1月19日



奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年 2 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年2月6日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第60号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年2月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者  
省略

奈良市告示第 61 号

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）ＪＲ奈良駅南特定土地区画整理事業の事業計画を変更したいので、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第５５条第１３項において準用する同条第９項の規定により、次のとおり公告します。

令和 ２年 ２月 ７日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 土地区画整理事業の名称  
大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）ＪＲ奈良駅南特定土地区画整理事業
- 2 施行者の名称  
奈良市
- 3 施行地区  
奈良市大森西町、大森町、大安寺七丁目、三条本町及び西木辻町の各一部
- 4 事業施行期間  
平成１３年３月９日から令和８年３月３１日まで
- 5 事務所の所在  
(1) 主たる事務所 奈良市二条大路南一丁目１番１号  
奈良市役所内  
(2) 従たる事務所 奈良市三条本町１番８０号  
奈良市都市整備部ＪＲ奈良駅周辺整備事務所
- 6 事業計画の決定年月日  
平成１３年３月９日
- 7 事業計画の変更の年月日  
令和２年 ２月 ７日

奈良市告示第 63号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年 2 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年2月7日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 64号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年 2月10日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年2月9日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

平成31年度市・県民税第1期分、第3期分、平成31年度軽自動車税全期分及び平成30年度軽自動車税全期分並びに平成31年度固定資産税・都市計画税第1期分、第2期分及び第3期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和2年2月12日

奈良市長 仲川 元庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成31年度市・県民税	第1期分	令和元年7月19日	令和元年7月1日
平成31年度市・県民税	第3期分	令和元年11月20日	令和元年10月31日
平成31年度軽自動車税	全期分	令和元年10月18日	令和元年9月30日
平成30年度軽自動車税	全期分	平成31年3月20日	平成31年2月28日
平成31年度固定資産税・都市計画税	第1期分	令和元年6月20日	令和元年5月31日
平成31年度固定資産税・都市計画税	第1期分	令和元年7月19日	令和元年7月1日
平成31年度固定資産税・都市計画税	第2期分	令和元年8月20日	令和元年7月31日
平成31年度固定資産税・都市計画税	第3期分	令和元年12月20日	令和元年12月2日

2 この公示送達により変更した後の指定期限

令和2年3月2日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

奈良市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により東登美ヶ丘四丁目地区自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年2月13日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	芦田 絢子 奈良市東登美ヶ丘四丁目14番25号	増本 晃 奈良市東登美ヶ丘四丁目16番5号

2 変更の年月日

平成31年3月16日

奈良市告示第67号

平成31年度軽自動車税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年2月14日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

平成31年度軽自動車税納税通知書

2 送達をすべき文書の発送年月日

令和元年5月10日

3 送達を受けるべき者

別紙に記載

別紙省略



奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和2年2月4日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和2年2月4日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和元年7月4日、同月7日、同月8日、同月12日、同月16日、同月18日、同月22日及び同月26日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和2年2月14日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和2年1月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910103098	株式会社 タクティ	630-8001	奈良市法 華寺町74 番地の5	障害福祉 サービス 虹	630-8001	奈良市法 華寺町74 番地の5	居宅介護 重度訪問 介護

2 指定年月日 令和2年1月16日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910103114	社会福祉 法人なら やま会	630-8104	奈良市奈 良阪町 2532-3	短期入所 事業所パ レット	630-8104	奈良市奈 良阪町 251-1	短期入所

## 3 指定年月日 令和2年2月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910103106	ウェルビー株式会社	104-0061	東京都中央区銀座二丁目3番6号	ウェルビー奈良センター	630-8244	奈良市三条町487-1 小山ビルディング3階	就労移行支援
2910103130	株式会社アイマックス	619-0225	京都府木津川市木津川台一丁目7番地18	あいほうす大宮	630-8115	奈良市大宮町2-4-43 秋永大宮ビル2階	就労継続支援B型
2910103122	あをに工房合同会社	630-8115	奈良市大宮町五丁目3番14号 不動産ビル406	ディーキャリア奈良オフィス	631-0822	奈良市西大寺栄町3番27号 泉谷ビル3階305号	就労移行支援

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和2年 2 月 14日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和2年2月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910191035	社会福祉法人 楽慈会	630-8141	奈良市南 京終町 13 -4	訪問介護ステーションらくじ苑	630-8141	奈良市南 京終町 19 -1	居宅介護 重度訪問 介護	令和8年 1月31日
2910102132	社会福祉法人 こまどり会	630-8042	奈良市西 ノ京町 155-1	もみの木・くるみ	630-8036	奈良市五 条畑一丁 目 6-2- 8	短期入所	令和8年 1月31日
2910102140	特定非営利活動法人 Msねっと	630-8113	奈良市法 蓮町 433 番地 1 グ ローリー 新大宮 1 階	Msねっと	630-8113	奈良市法 蓮町 433 番地 1 グ ローリー 新大宮 1 階	就労継続 支援A型	令和8年 1月31日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定（更新）したので、同法第21条の5の2第1号の規定に基づき告示する。

令和2年2月14日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和2年2月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950170387	京奈商 事合同 会社	630-8144	奈良市 東九条 町771 -3	アフタ ースク ール風 の谷	630-8144	奈良市 東九条 町771- 3	放課後等 デイサー ビス	令和8年 1月31日

奈良市告示第 73 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年 2 月 14 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年2月14日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

# 公當企業

奈良市企業局告示第4号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、令和2年2月3日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供します。

令和2年2月3日

奈良市公営企業管理者 池田 修

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和2年2月17日

2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する場所

奈良市三条大路一丁目、古市町、学園北二丁目、中山町、押熊町

2-2 公共下水道を整備し、供用を開始する場所

処理分区	起 点	終 点	告示位置図No.
大安寺第3処理分区	三条大路一丁目1-40	三条大路一丁目1-97	①
南奈良第1処理分区	古市町92-1	古市町99-1	②
佐保川第10処理分区	学園北二丁目6-21	学園北二丁目6-20	③
佐保川第4処理分区	中山町1444-2	中山町1442-1	④
佐保川第4処理分区	押熊町2329-13	押熊町2360-6	⑤

3 公共汚水料を設置し、供用を開始する場所

処理分区	場所	告示位置図No.
佐保川第7処理分区	西大寺赤田町二丁目1014-10	⑥
大安寺第3処理分区	四条大路四丁目89-4,1047-3,-4,1048-1の一部	⑦
南奈良第5-2処理分区	大安寺五丁目959-7	⑧
佐保川第1処理分区	百楽園一丁目3010	⑨
南奈良第5-2処理分区	東九条町625-7の一部	⑩
佐保川第6処理分区	山陵町649-1,-11,-12	⑪

4 供用を開始する公共下水道の合流式及び分流式の別  
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
位置図省略



奈良市企業局告示第5号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）  
第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止  
の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年2月7日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
谷田土木水道	谷田 修	奈良市西九条町二丁目10番地 の2	令和2年2月6日

# 農業委員会

## 奈良市農業委員会告示第2号

奈良市農業委員会令和2年2月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和2年2月7日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

### 1 日時

令和2年2月14日(金) 午後1時30分

### 2 場所

奈良市三条本町13-1

奈良市教育センター8階 多目的研修室

### 3 審議案件

#### ・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (3) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項に基づく農用地利用配分計画について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(1月専決処理分)
- (5) 知事許可について(1月許可分)

#### ・農政に関する事項

- (1) なら農業委員会だより第69号の発行について
- (2) 農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について
- (3) 農地利用状況調査及び農地利用意向調査について
- (4) 農業に関するアンケート調査について
- (5) 令和2年遊休農地解消活動について